

## 第7章 医療救護等対策

# 【予防対策】

### 基本方針

- 1 初動医療体制を整備する
- 2 医薬品・医療資器材を確保する

### 基本方針1 初動医療体制を整備する

#### 1 体制の整備

##### □ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立する</li> <li>○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点を設置する</li> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築する。</li> </ul>

##### □ 詳細な取組内容

- 1 災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、災害医療コーディネーター、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部、多摩市薬剤師会、東京都柔道整復師会南多摩支部及び同多摩市地区及び多摩市接骨師会、災害拠点病院ほか関係者が参加する、多摩市災害医療連絡会に参画する。
- 2 多摩市災害医療連絡会を通じて、災害発生時における市内の医療資源の把握や医療機関と行政機関等との連携について具体的な方策を検討する。
- 3 災害医療コーディネーターを多摩市災害対策本部内の福祉医療対策部の附属機関に位置付け、円滑な活動体制を検討、構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
災害時小児周産期リエゾン	災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。
多摩市災害医療コーディネーター	多摩市内の医療救護活動等を統括・調整するために市に対して、医学的助言を行う、多摩市が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

【医療機関の役割分担】

医療機関	役 割
災害拠点病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)	主に重症者の収容・治療を行う
災害拠点連携病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う
災害医療支援病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>専門医療を担う病院</p> </div> <div style="flex: 2;"> <p>災害時において、医療機能の維持が求められる周産期医療、小児救急、精神医療、透析医療、その他専門医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努めます。</p> </div> </div>

医療機関		役割
	主に慢性疾患を担う病院	「専門医療を担う病院」以外の全ての災害医療支援病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行います。
診療所・歯科診療所・薬局	専門的医療を行う診療所	救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。
	一般診療所・歯科診療所及び薬局	専門的医療を行う診療所」以外の診療所、歯科診療所及び薬局の取り扱いについては、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます

【南多摩地域での災害拠点病院】

地域区分	名称	所在地	
南多摩	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	地域災害拠点中核病院
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	地域災害拠点病院 東京DMA T指定病院
	東海大学医学部附属八王子病院	八王子市石川町 1838	
	多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	地域災害拠点病院
	町田市立病院	町田市旭町 2-15-41	
	南町田病院	町田市鶴間 1008-1	
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	

【市内の災害支援病院】

病院名	住所
厚生荘病院 (休院中)	多摩市和田 1547
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺 1-1-1
天本病院	多摩市中沢 2-5-1
聖ヶ丘病院	多摩市連光寺 2-69-6
多摩中央病院	多摩市連光寺 2-62-2
島田療育センター	多摩市中沢 1-31-1

## 2 医療救護活動の確保

### □ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等を確保する。</li> <li>○ 災害時における看護師ボランティア制度を検討する。</li> <li>○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置・運営に係る体制整備を行う。</li> <li>○ 医療救護活動拠点の設置場所の確保を行う。</li> </ul>
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携する。</li> <li>○ 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施する。</li> </ul>

### □ 詳細な取組内容

#### 1 地区医療救護班等の確保

- 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等の編成、派遣に係る取決め等行う。
- 看護師免許を有する市民の募集登録制度を検討し、災害時における看護師ボランティアの運用制度を検討する。
- 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保するとともに、運営要領を定める。
- 多摩市災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点の設置は、本庁舎西会議室とし、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う。

#### 【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

#### ※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などで多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること

【都が関連する医療に関する応援態勢】

名 称	説 明
東京 DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team: ディーマット)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。
東京 DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team: ディーパット)	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team: ディーヒート)	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム

3 負傷者等の搬送体制の整備

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者との災害時応援協定を締結する。</li> <li>○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。</li> <li>○ ヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。</li> </ul>
多摩消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と東京消防庁が協定を締結。救急車では対応しきれない場合に、緊急性の低い傷病者の搬送体制を補完する車両として運用する体制を確保している。</li> </ul>

□ 詳細な取組内容

- 民間事業者や介護福祉事業者・民間救急事業者等と災害時応援協定を締結し、発災時における傷病者の搬送態勢を構築する。
- 広域搬送を踏まえ、災害時拠点病院の近隣にヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。
- 負傷者を搬送できる庁用車を、事前に選定する
- 多摩中央警察署へ依頼し、負傷者搬送車両の先導を行うよう調整を図る。

## 基本方針2 医薬品・医療資器材を確保する

### 1 医薬品・医療資器材の確保

#### □ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関と連携した医薬品のランニングストックを検討する。</li> <li>○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄する</li> <li>○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議を行う</li> <li>○ 感染症対策用資器材の確保を行う。</li> </ul>
多摩市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の情報連絡体制を整備する。</li> <li>○ 地区薬剤師会の編成体制等を整備する。</li> </ul>
災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品の備蓄等を行う。</li> </ul>

#### □ 詳細な取組内容

##### 1 医療対策

- 多摩市医師会及び多摩市薬剤師会等と連携し、緊急医療救護所で使用する医薬品の3日分の備蓄について検討する。
- 緊急救護所を設置する病院と連携し、医薬品のランニングストックを検討する。
- 緊急医療救護所で使用する医薬品等の備蓄場所について、緊急救護所を設置する病院と連携し、病院内に備蓄できなかが検討する
- それまでの間、健康センターで保管することが可能か検討する。
- 医薬品等の卸売販売業者と災害時応援協定を締結し、発災時における円滑な供給体制を構築する。
- 多摩市薬剤師会及び卸売販売業者等と連携して、災害薬事センターについて、次のとおり検討する。
  - ・ 設置場所（状況により複数設置。複数箇所設置した場合には、「中核となるセンター」と「その他のセンター」を区分）
  - ・ 災害薬事コーディネーターの指定（中核となるセンターは、薬剤師会から選任）
  - ・ 運営方法（「中核となるセンター」による「その他のセンター」の統括を含む）
  - ・ 医薬品の調達方法
  - ・ 医薬品の納入先及び搬送方法
  - ・ 災害医療コーディネーターとの連絡方法
  - ・ 東京都地域防災計画では、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は多摩市の災害薬事センターへ納品する

## 2 感染症対策

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- 感染症対策を実施するために、必要な衛生用品の確保を行う。
- マスク・次亜塩素酸ナトリウム・手指消毒液等の備蓄を行う。
- パーティション等、飛沫防止資器材の備蓄を行う。

## 3 災害拠点病院等

- 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等の備蓄を行う。
- 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう医薬品等の備蓄に努める。